



木協インフォメーション

一般社団法人香川県木材協会
令和5年度 冬号
(1月～3月)



迎春



年頭のご挨拶

香川県 森林・林業政策課 課長 神高洋一



新年を迎えるに当たり、謹んで年頭の御挨拶を申し上げます。

樋口会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方には、日頃より、本県の森林・林業行政はもとより、県政の各般にわたり、格別の御支援と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本県のヒノキ等人工林が利用期を迎える中、ウッドショックや円安の影響による輸入材の価格の高騰等、輸入材リスクが顕在化し、国産材活用への期待が高まるなど、本県の林業・木材産業を取り巻く状況は大きな転換期を迎えています。皆様方におかれましては、このような木材情勢に対応して安定的な供給に努め、県産木材の更なる需要拡大に積極的に取り組まれておりますことに対し、深く敬意を表します。

国では、令和3年10月に、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行され、民間建築物を含む建築物一般での木材利用を促進するための協定制度が創設されています。

県では、この協定制度を活用し、民間建築物における木材利用を促進していきたいと考えており、昨年、同協定制度に基づき、貴協会と県内第1号となる「県産木材に関する建築物木材利用促進協定」を締結しました。本協定を契機に、県産木材の安定的な供給及び建築物への利用が一層促進されることを期待しています。

また、同法律に基づき、令和4年7月に「香川県建築物等における県産木材の利用の促進に関する方針」を改正し、県内の建築物における県産木材の利用を促進するとともに、県が自ら整備する公共建築物等については、原則として全て木造化を図り、木造化や木質化に当たっては県産木材の利用に努めることを目標に定めるなど、県内の建築物等への県産木材の利用推進に取り組んでまいります。

あわせて、従来から実施するかがわ県産ひのき住宅助成制度等による需要対策のほか、

県産ヒノキの強度試験を実施して、その性能を広くPRするなど流通促進対策にも引き続き務めてまいります。

本年も皆様方との連携を図り、森林資源の循環利用による森林の適正な整備を推進するため、より一層の地産地消による木材流通の促進を進め、林業・木材産業の発展に貢献してまいりたいと思います。

貴協会の益々の御隆盛と、本年が貴協会の会員の皆様方にとって、実り多い年となることを念願いたしますとともに、御健勝、御多幸を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

令和6年 新年のご挨拶

(一社) 香川県木材協会 会長 樋口浩良



きのえ たつ
【甲辰】

迎春

明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、新春を健やかに迎えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は当協会の業務運営にご理解とご協力を賜りました事、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年はコロナ禍から平時への移行が進む一方で、円安、物価高騰等の影響が前年に引き続き国民生活に大きく現れた年となりました。

木材業界では、輸入木材の値下がりによる在庫損の発生、新設住宅着工数の減少による木材需要の減少と林業・木材産業にとりましては大変厳しい一年となりました。反面、国産材人工林資源が成熟期を迎え、温暖化防止、持続可能な森林資源の利用、地域社会への貢献等、国産材の利用拡大がますます重要になっています。

こうした中、県産木材が利用期を迎えている昨年11月には脱炭素社会を目指して、香川県と本協会は、「県産木材に関する建築物木材利用促進協定」を締結いたしました。県産木材の安定的な供給を通じて、県産木材の需要を拡大することにより、県内の建築物における県産木材の利用の促進に貢献してまいります。

本年の干支（十干十二支）は「甲辰（きのえたつ）」です。「甲」は、十干の一番目の文字で、物事の「はじまり」を象徴し、「辰」は万物が成長して動きが盛んになる象徴とされています。今年「物事のはじまり」と「大きな成長の年」と言えそうです。

私達の仕事が未来の世代に良い影響を残せるように引き続き努力してまいります。木材業界は常に新たな技術や手法が求められる中、私たちの使命は常に高品質で持続可能な木材を社会に提供し続けることです。消費者の期待に応え地域社会に貢献するために、今年には特に品質管理の強化を進めるとともに、環境にやさしい木材の普及拡大に一層進めてまいります。

本年も変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます

*令和6年1月5日初市売

高松市郷東町(株)太洋木材市場において

初市に買方30名余りが参加され、(株)太洋木材市場・樋口高良会長・樋口哲也社長のご挨拶の後、買い方を代表して山一木材(株)の熊谷國次社長の乾杯音頭によって初競りが始まりました。



2024

【木材産業協同組合】 特自検(特定自主検査はお済みですか?)

荷役運搬機械と建設機械は、労働安全衛生法により定期(特定)自主検査が義務づけられています。組合では、フォークリフト検査事業を行っています。

*検査料 3トン未満…33,000円・3トン以上 39,600円

■ どんな検査を行うのか

検査は、各機械ごとに定められた検査事項について実施し、結果を記録することになっています。

[安衛則 第151条の21、第151条の53、第167条、第194条の23]

■ 検査の記録は

検査の結果は、所定の特定自主検査記録表(チェックリスト)に次の事項を記録して、3年間保存しなければなりません。

検査年月日	検査方法	検査箇所
検査結果	検査実施者名	
検査結果の措置内容		

[安衛則 第151条の23、第151条の55、第169条、第194条の25]



■ 検査する人は

法令で定められた資格を有する検査者、または登録検査業者のいずれかによって特定自主検査を実施することになっています。

[安衛法 第45条第2項、第54条の3、第54条の4]

法定検査機器

事業者(ユーザー)からの依頼により特定自主検査を実施する登録検査業者は、次に示す検査機器を最低1セット以上保有することが、法律で定められています。

- 1 圧縮圧力計
- 2 回転計
- 3 シックネスゲージ
- 4 ノズルテスター
- 5 油圧計
- 6 電圧計
- 7 電流計
- 8 探傷器
- 9 摩耗ゲージ



【お知らせ】

①林災防 香川県支部より

【木材製造業の労災防止のための集団指導会開催】

2月1日(水) 13:00~17:00 高松市郷東町587-1 地域職業訓練センター
労働災害を未然防止のため「実践的リスクアセスメント導入のための集団指導会」の
講習会です。会場にまだ余裕がありますので、製材業者の方々は是非ご参加ください。
参加希望の場合は事務局まで早急にご連絡をお願い致します。

②県産木材認証協議会より

【かがわ県産ひのき住宅助成事業】

申請書受付…令和6年2月13日まで

*交付申請書受け付中。申請を検討中の方は事務局までご連絡ください。

新年おめでとうございます。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

希望をもって業界の発展の一助となれますよう情報発信等に努めさせていただきます。

*FAXでの情報提供は、情報量が多いことや原稿によつては鮮明に送信することが困難なため、メールによる情報提供をさせていただきますので、まだアドレスをお知らせいただいていない方は、早急にご連絡ください。

*事務局より

高松市郷東町796番地71
一般社団法人香川県木材協会
TEL087-881-9343・FAX087-881-9338
Http://www.kagawa-mokkyo.com
E-mail:k-mokkyo@msg.biglobe.ne.jp